

# 中小企業会計基準に関する研究

関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程 3年

櫛部幸子

A Study on Accounting Standards for Small and Medium-sized Enterprises

Graduate Student,

Graduate School of Business Administration.

Kwansei Gakuin University.

Sachiko Kushibe.

## 要約

本論文は、我が国と国際会計基準における中小企業の会計基準について、策定経緯、策定目的、基準の内容、適用状況、適用のための問題点等を論述し、我が国における各中小企業会計基準の適用可能性や今後の動向を明らかにしている。

国際的な動向として、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) によって 2009 年 7 月に公表された「IFRS for SMEs (International Financial Reporting Standard for Small and Medium - sized Entities)」がある。これは、世界各国それぞれに存在する中小企業のための会計基準を IFRS for SMEs に統一し、グローバル化が進む中小企業経営において、財務諸表の国際的な比較可能性を高めようという目的から策定されたものである。さらに、我が国では、2005 年 8 月、中小企業の会計基準ともいべき「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」が公表され、その後毎年改訂が加えられている。しかし、その普及が思わしくなく、新たに「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」が、2012 年 2 月 1 日に公表されている。

そこで本論文では、第 I 部を「IFRS for SMEs の策定と内容」とし、IFRS for SMEs の特徴の一つであるクロスレファレンスに関する問題、認識・測定における簡素化と除外についてとりあげ、IFRS for SMEs を策定した IASB の戦略的な意向を明らかにしている。

さらに第 II 部を「我が国における中小企業会計基準」とし、我が国における中小企業会計基準について、中小企業会計基準の現状及び今後の動向を検討し、中小会計指針と中小会計要領の策定経緯を中心に、具体的な会計処理の内容、会計処理の特徴、中小会計指針が普及しない理由などの問題点を明らかにしている。現在、中小企業会計基準として 2 つの基準が並存する我が国の現状の問題点を指摘し、中小会計指針、中小会計要領、IFRS for SMEs の適用可能性を検討し、今後の我が国の中小企業会計がどのような方向へ向かうのかを明らかにしている。

第 I 部の具体的な内容として、第 1 章「IFRS for SMEs 公開草案の策定経緯」では、IFRS for SMEs の公開草案段階までの策定経緯を中心に整理し、後に IFRS for SMEs 公表へとつな

がる動きのうち、最初の動きともいえる討議資料・予備的見解の公表、公開草案の公表、公開草案に対するフィールドテストに至るまでの審議内容について明らかにしている。第2章「IFRS for SMEsのクロスレファレンスにおける問題」では、IFRS for SMEsの特徴の一つであるクロスレファレンスが最終的に削除されるに至った経緯を明らかにしている。第3章「IFRS for SMEsのクロスレファレンスに関するコメントレーター分析」では、IASBが行なったクロスレファレンスに関するコメントレーターに関する記述的な分析を行ない、さらに統計的な処理を展開している。第4章「IFRS for SMEsの認識・測定における簡素化と除外」では、IFRS for SMEsの特徴の一つである認識・測定の簡素化、除外をとりあげ、この特徴をより具体的にする礎となった、認識・測定の可能性についてのスタッフアンケート(2005年4月)、作業部会(2005年6月)、円卓会議(2005年10月)、その後のIASBスタッフにおける推奨内容を取りあげ、後に公表される公開草案においてスタッフアンケート・各会議の審議の内容がどのように影響しているのかを明らかにしている。第5章「IFRS for SMEsの具体的内容とIASBの戦略」では、IFRS for SMEs完成版の策定目的、対象会社、会計処理等具体的内容を明らかにし、IFRS for SMEsを策定したIASBの意図を明らかにしている。

第Ⅱ部の具体的な内容として、第1章「我が国における中小企業会計基準の研究」では、我が国における中小企業会計基準に関する先行研究を整理し、中小企業会計の研究において、基準論の研究、制度の研究が中心となっている点を指摘している。第2章「『中小企業の会計に関する研究会報告書』の内容と影響」では、中小企業の会計基準策定の最初の動きとして「中小企業の会計に関する研究会」の発足とそこでの検討内容、「中小企業の会計に関する研究会」により報告された「中小企業の会計に関する研究会報告書」の策定経緯を述べている。第3章「中小企業の会計をめぐる3つの研究報告書」では、中小企業庁報告書、税理士会報告書、会計士協会報告書という3つの報告書における業務対象の範囲の違いや財務諸表作成目的の違いから生じる会計処理の違いを明らかにし、三者は後に歩み寄りを見せ、統一された新たな会計基準すなわち「中小企業の会計に関する指針」の策定へとつながったことを明らかにしている。第4章「『中小会計指針』の策定と内容」では、

中小会計指針の策定経緯、具体的な会計処理を説明し、どのような会計基準であるのかを明らかにしている。さらに「中小会計指針」において、「多種多様な中小企業においても、取引の経済的実態が同じである場合、会計処理も同じになるように会計処理基準が適用される」こと、「法人税法の処理に拠った場合との重要な差異がない場合、法人税法で定める処理を適用できる場合がある」こと、「コスト・ベネフィットの観点から、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を強制していない」こと等の中小会計指針の主な特徴を明らかにし、3つの報告書からどのような影響を受け、統合されたのかを明らかにしている。第5章『『中小会計要領』の策定と今後の展望』では、戦後策定された「中小企業簿記要領」をとりあげ、新たに策定された中小会計要領との共通点を指摘している。中小会計要領の具体的な策定経緯・特徴を明らかにし、我が国における中小会計指針、中小会計要領、及びIFRS for SMEsの適用可能性を検討している。